

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

令和6年度 第3回「医療的ケア」委員会 会議録

日 時 令和6年10月24日（木）13：30～14：40

場 所 乙訓総合庁舎 第2会議室

出席者 19名

キャンバス、第2乙訓ひまわり園、向日市社協障がい者地域生活支援センター、乙訓ポニーの学校、乙訓障害者支援事業所連絡協議会、乙訓福祉会、乙訓医師会、京都府乙訓歯科医師会、京都府歯科衛生士会、京都済生会病院、乙訓訪問看護ステーション連絡会、京都府立向日が丘支援学校、乙訓の障害者福祉を進める連絡会（2）、乙訓保健所保健課、乙訓保健所福祉課、向日市障がい者支援課、長岡京市障がい福祉課
オブザーバー 京都府済生会訪問看護ステーション

欠席者 3名 乙訓の障害者福祉を進める連絡会（2）、大山崎町福祉課

事務局 3名

傍聴者 1名

配布資料・次第

- ・医療型短期入所「春風」の見学と説明会 報告
- ・医療的ケア児等ゴーディネーター養成研修修了者のフォローアップ交流会（ご案内）
- ・障がい者福祉施設利用者の口腔管理状況に関するアンケート 結果報告

会議概要

1 人材育成・周知活動について

委員長 ・ワーキングチームから報告をお願いしたい。

副委員長 ・10月20日（日）に大山崎社協のあかりちゃん祭り（福祉祭り）に参加し周知活動を行った。内容は昨年と同様に参加者に質問箱からあらかじめ用意した質問を引いてもらい、それを当事者に答えてもらったり、喀痰吸引のシミュレーターを使った体験をしてもらうという交流会を行った。当事者として大藪委員に参加していただいた。

・69名が参加。昨年は45名で20名弱増えている。参加者の割合は中学生以下が多く、7割が子ども達の参加だった。当事者との交流を楽しんでもらった。

・大藪委員から感想をいただいている。多くの子ども達とたくさん交流できたことも良かった。

たが、今回は親御さんからの質問等、親御さんとの対話の場面を持つことができたことが非常に良かったということだった。

・親御さんから、こういう機会がなければ日々疑問に思っていることや医療的ケアが必要な方との接し方等を聞くこともできなかつたので有意義に過ごせて良かったという感想をいただいている。

・終了後の振り返りでは子ども達とたくさん交流できたことは良かったが、質問箱の質問のみで終わってしまう子ども達もいて、質問をきっかけに交流が深まるような仕組みがあっても良かったという意見が出ていた。引いてもらった質問の中で一番子ども達の関心が高かった質問が車椅子の操作だった。どのように操作しているのかという質問に対して、口で操作しているという回答に子ども達は関心していた。話すだけでなく、体験等一緒に取り組めるようなことも来年度取り入れられれば、もう少し交流が深まり、医療的ケアに対する理解も深まっていくのではという意見が出ていた。

委員長 ・質問等あるだろうか。

委員 ・大山崎社協祭りがあるのは知っていたので行こうと思いいネットで調べたが、どこでやっているのか等、情報が掴みにくかった。大山崎社協の祭りがあかりちゃん祭りというネーミングだったことも調べてみてわかったことだった。広報や周知がどんな形でされているのかなと思った。

副委員長 ・大山崎社協のチラシ等に掲載していただき、周知をしていただいた。

委員 ・ポストインはされたのだろうか。

副委員長 ・大山崎社協が関わっているサークルやボランティア等、関わりのあるところには配っていただいていると思う。

委員 ・一般の方と交流を持つという意味ではたくさんの人に参加してもらえそうな周知がもっとあっても良いのかなと思った。ネットで調べればぱっと出てくれば良いなと思った。チラシも医療機関等に配ったりできれば良いように思う。結構おもしろかったし、大藪委員と話せる機会等もなかなかないと思うので、たくさんの方が参加してほしいと思った。チラシにも企画がたくさんあることを載せると、より人が集まるように思った。

副委員長 ・周知活動等をする時にはチラシ等で情報提供を関係機関にもしていきたいと思う。来年度の課題として周知の仕方を考えていきたい。

委員 ・たくさんチラシを配るとなるとお金もかかるので、一枚ものの大きなチラシを貼る形にするのも良いと思う。目につきやすいように思う。協力もできれば良いと思っている。

副委員長 ・考えていきたい。

2 医療型短期入所の利用に向けて

参考資料：医療型短期入所「春風」の見学と説明会 報告

委員長 ・ワーキングチームから報告をお願いしたい。

副委員長 ・10月10日の13時から春風で、医療型短期入所「春風」の見学と説明会を行った。

参加者は当事者家族5名、春風から3名、「医療的ケア」委員会から2名、事務局から2名。

・当日、簡単な流れを説明した資料を渡している。内容はまずは相談員に相談してくださいということ、こういう流れで進めていくということが書いてある。それを元に説明をしている。

- ・春風からは施設のパンフレットと重要事項説明書をいただき、細かい説明をしていただいた。
- ・見学には利用者の家族のみで参加された。
- ・質疑応答では参加者からの質問に対して、制度については委員会から、春風のことについては春風から答えている。主な質疑応答は資料に載せている。
- ・見学の感想を聞かせていただきたい。

委員 ・ホテルみたいに広くて、きれいだった。皆さんが良い笑顔で体操をされていて、良いところなのだった。

委員 ・モデルで行った時がコロナ禍で自分の部屋しか行かなかったのですが、今回はリハビリ室やお風呂等も見せてもらい、窓が大きく、明るくて気持ち良かった。お風呂はミスト風呂で、寝たままミストの中に入り、洗ってもらうところも初めて見せていただいた。参加して良かった。

副委員長 ・昨年度は相談支援を対象とした見学会を行い、今年は利用者向けに行った。見学会については今回で終了となる。動向については委員会の中で見ていきたい。

3 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のフォローアップ交流会

参考資料：医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のフォローアップ交流会（ご案内）

委員長 ・ワーキングチームから報告をお願いしたい。

副委員長 ・11月20日（水）14時から16時、乙訓福祉施設事務組合で行うことが決まった。今回は成人期のケース検討を通じた交流を進めていく。

・今回も京都府の「ことのわ」に来ていただき、状況報告をしていただく。

「ことのわ」から、ある大学の研究の聞き取りに協力してほしいという相談があり、参加者には残っていただき、アンケート調査にも協力していただくことになっている。

委員 ・例年、京都府の研修を修了した方を対象に地域での課題やそれぞれが持っているケースを出し合いながら、情報を共有し、交流を通して学習していく場ということで行っている。

・今回は大人の方で、地域で在宅で生活されている方の生活の中での課題。特に本人も家族も年齢が高くなっていく中で、将来に向けた暮らしの継続、本人にとっての自立生活のところでどういう課題があるのか等、課題を出し合いながら話合えたらと思う。

・今年度の京都府のコーディネーター養成研修は来月に入ってから募集が始まる。年内に講義の動画視聴があり、1月28日（火）・29日（水）で演習をする。コーディネーター養成研修の内容が改訂になった。地域に携わる時間が増えている。

・今月15日に京都府のコーディネーターフォローアップ研修があり、コーディネーター連絡協議会という全国組織の会長が新たなコーディネーター研修のカリキュラムやコーディネーターに求められる役割といった形で講義をされていた。その中でコーディネーター研修を修了した医療的ケア児等コーディネーターの各地域への配置のところで、コーディネーターにどういう役割を求め、どのような形で地域で配置をするのか、非常に課題だと感じている。乙訓でも2市1町それぞれが作っている福祉計画の中に医療的ケア児等コーディネーターの配置の位置付けがあると思う。市町それぞれの考え方でコーディネーターの役割と配置を考えていると思うが、その辺りについて市町が考えているコーディネーターに期待する役割や、それに対して現場で実際にやっている色んな状況等のすり合わせや話し合いが今後必要になると思う。その辺りを市

町と話ができれば良いかと思っている。

委員長 ・質問や意見はあるだろうか。

委員 ・向日市でも障がい児福祉計画のところで「国の基本指針で配置するように」という記載があり、それに向けて現在の令和6年から8年度の3年間の計画を昨年見直して立てている。そこでコーディネーターの配置を目標として令和8年度までに関係機関と検討を進めていく形で明記している。どこで、どのような形で協議をしていくのか、どのように配置をしていくのか、話としては現状進んではいない状況である。昨年の時点では乙訓保健所が主催である在宅療養児支援体制検討会で検討していくという話だったが、昨年3年ぶりに開催されて参加したが、保健所もそういう認識がなかったという状況があり、実際どうだったのかがわからない状況である。どう協議していくのかも保健所と相談しながらになると思うが、その辺りが進んでいない。色々な配置方法が検討できると思う。

副委員長 ・相談員と医療的ケア児等コーディネーターを兼務しているところで、相談員の役割とコーディネーターの役割というところが難しいなど日々感じている。明確な指針や動きが仕組としてあれば良い。

委員 ・元々コーディネーター養成のカリキュラムにも医療的ケア児等コーディネーターの基礎的なところと言うと、相談支援専門員という形の研修を受けた人とあがっているが必ずしも医療的ケアに強い相談支援専門員を養成するものではないということも言われていて、曖昧なところもある。看護師や保健師がされることも想定はしている。京都府の福祉基本計画の中にもコーディネーターの配置というのはあがっていると思う。府として何人という数字もあがっている。そちらも基本的には市町の状況を集約した結果というところで、市町ごとに具体的にどういう形でするのが定まっていなくていいところだと思う。その辺がどこで協議するのか。在宅療養児支援体制検討会が2市1町の医療的ケアに関する協議の場に位置付けることは確認している。

委員 ・その議論は何年前にあった。昨年の段階で、その場であることは合意済みである。「コーディネーターに関しては」という議論は昨年の段階では出ていなかった。

委員 ・コーディネーターのところは基本的には市町の課題ということになるのだろうか。

委員 ・それぞれの市町村でどう活用していくのか、どう位置付けていくのかを進めていく。障がい福祉計画の中で決められていることを具体的におとしていく。また、これらを協議する場として、こちらが主催する検討会の議題にあげてもらえると良いかと思う。

委員 ・どこがリードしていくのが具体的にないと、話が進んでいかないように思う。その辺りを行政でもすり合わせていただければ良いかと思う。現場の色々な状況や意見はこの委員会でもコーディネーターの交流会という機会を作っているのだから、その辺りからも吸い上げてもらうことはできる。また一緒に色々考えさせていただければと思う。

4 施設口腔管理について

参考資料：障がい者福祉施設利用者の口腔管理状況に関するアンケート結果報告

委員長 ・報告をお願いしたい。

副委員長 ・ワーキングチーム会議を10月8日に実施している。内容は地域療育等支援事業を利用している施設の利用者と家族に対して、口腔管理状況に関するアンケート調査を行い、その回答結果を

分析した。回答方法はグーグルホームでの回答と紙ベースでの回答。10月8日時点では紙での回答が多く返ってきたが、集計がまだできていない。グーグルホームでの回答だけで分析をしている。紙ベースも合わせたものは後日、報告させていただきたい。

・地域療育等支援事業を利用している事業所は、職員も家族も意識が高く、かかりつけ医は多くの方が持っておられた。通院も定期的に受診できているようだった。一方で、かかりつけ医がない方の理由として、交通手段がないという回答もあったが交通手段がないということであれば訪問歯科やヘルパーの通院等介助等で課題はクリアできるという意見が出ていた。

この圏域では長年、地域療育等支援事業で口腔管理をしっかりと携わってきた施設においてはある程度、職員や本人、家族の意識が高いような結果が出ていた。

・この結果を受けて今後の取組をどうしていくのかだが、地域療育等支援事業を利用していない事業所や就労継続 B 型、A 型、当事者を含めて自立度の高い方に関わっている方の口腔状態が良好でないことや、自立度の高い方に対しての啓発活動も今後やっていく必要性を感じたという意見が出ていた。どういう風に、どこに向けて啓発活動をしていけば効果的かというところで話し合った結果、この圏域としてはこの市町の特長として障害福祉サービスを利用するにあたり、計画相談が必ず付くため、相談支援専門員に対して口腔ケアの意識を高めていく。計画相談は定期的にモニタリングを行うので利用者や家族、そこに関わる事業所や支援員にも口腔ケアの大切さや気づきに繋がっていくことを目的とする。

・この圏域では毎月 1 回、相談支援事業所連絡会をやっている。相談支援専門員が出席するので、そこで周知をしていく。かかりつけ医の大切さと理解というところで話合える機会ができればと、1月21日(火)の相談支援事業所連絡会でかかりつけ医への定期的な受診の大切さの理解を深めるための講話として、大橋委員と岩崎委員にお願いし、実施することになっている。

事務局 ・補足させていただく。質問 13 で「かかりつけ歯科をつくりたいが受診手段がない」という回答が 5 名いたが、その内の 2 名が本人の回答で、選択肢を知らない可能性があるかもしれない。健診を通して医師と利用者が互いに知る機会はあるが、質問 15 にあがっている通り、家族は様々な不安があるから受診に繋がっていないのも事実である。1月に相談支援専門員向けの講話をすることで、相談支援専門員と通所事業所が互いに口腔管理の大切さについて、より意識できるようにしたい。

委員 ・アンケートは地域療育等支援事業を利用している事業所に限定しているの、思っている以上にかかりつけ医があり、口腔管理の必要性を感じているところが多かった。それはこれまで歯科衛生士を通じて伝えてきた機会があったからだと思っている。それが無い事業所だと、この%より下がるように思う。

歯科衛生士が入って周知してもらっていたから、このような結果になっているが、これまでやっていたことは支援がなくなると切れてしまうと思うので、全体的な管理をどこでしていくのが大事になってくると思う。「必要性を感じない」とか「かかりつけ医をつくりたいが受診手段がない」ということに対してどうやってカバーしていくのか。カバーしていくのに、日々ケアをする中で 60%以上が施設職員となっていたが、施設職員にどうやって歯ブラシの仕方を教えるのか。歯科衛生士が直接手を入れるのではなく、毎日やっている人に対してやり方を教える機会を年に 1～2 回作るのも良いと思う。多く知ってもらうことが大事だと思っている。重点的に

カバーしていきたいと思っている。

副委員長・圏域の強みとして、計画相談が障害福祉サービスを使っている人には付いているので、その人達の意識を高めていくことが、口腔管理の意識を強めていくことになると思う。計画相談に携わっている相談支援専門員に対して、認識をしっかりと持ってもらうために今年度、相談支援事業所連絡会での講話をしていくことは必要だと思っている。

5 就園・就学について

副委員長・10月11日に4名の相談員から5ケースの聞き取りをさせていただいた。未就学の1歳児から就学に向けて動いている年長までの5ケースで、それぞれ気管切開、人工呼吸、酸素、痰吸引、経管栄養、洗腸、胃ろう、導尿等が必要である。

・就園に関しては保育所を利用するまでの流れや、医療的ケアが必要になり看護師が確保できずに通えないという困りごとがあった。他には市町や小学校で対応するのが初めてのケースでどのように体制を整えていったら良いのかがわからない。また、家族と教育委員会の話し合いが平行線になり、支援者がどのように関わられるのかわからない。家族の負担としては行政で同じ話をそれぞれの課でしないといけないのは負担である。その中で家族の不安が増し、しんどくなる人が多い。担当課に相談しても看護師がいないと「受入は無理」だと、後ろ向きな話し合いが多いということだった。

・通園先での支援について、主治医のサポートがあり安心して通える場を整えていけたという話もあれば、通園先での困りごとを話し合う関係者会議に医療関係者の参加がなく困ったという話もあった。

・家族と関係者の関係が良くないと相談員が調節することになり、とても負担だったという話もあった。

オブザーバー・お母さんの発信力が強いとどんどん自分のニーズに合わせて動けるように感じた。

逆にお母さんの発信力が弱いと、流されるというか有耶無耶になり、どう動いたら良いかがわからないところに右往左往されたりするので、お母さんのパワーで行政が動いたり、動かなかったりという差がかなりある。そこを平等に何かできないのかと思う。

・行政はたくさんの課があり関係者でも大変なのに、お母さんひとりでこの課、次はこの課と動くのにすごくパワーがいるように思っていた。もう少し地域でスムーズに、簡単にできないことも知っているが、お母さんがひとりで困らないようにしていく必要があるように思った。

副委員長・支援する側がどう整えていったら良いかがわからないというところで、どういう制度を利用して、どのように整えていったのかを私達が勉強することが大事だと感じた。次回の委員会の中で京都府の「ことのわ」に来ていただき、制度に関する補助金の話聞かせていただく。

また舞鶴市と豊中市でどのような取組があるのか、話を聞かせてもらう「医療的ケア」委員会での学習会を調整中である。

6 その他

・特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付き添いの受入れについて

副委員長・前回、入院時コミュニケーション支援事業について医療関係者がよくわかっていない事例があったという話があった。医療関係者がいるこの委員会の場で共有していただけたらということだった。

委員 ・当院の状況を確認したところ、全て福祉相談室や地域連携室を通してこられるわけではないので、利用される方の人数ははっきりとは把握できていない。対象の患者さんや家族が行政に申請され、当院においては小児科の病棟の担当課長に確認したところ、直接家族とやり取りをされているとのことだった。この間もいつヘルパーに入ってもらえるのか等、直接やり取りをしている。入ってもらうことに関して、拒否しているわけではなく対応はしていると確認している。具体的な事例がないとわからないので、制度を利用の上で不都合なことがあったり、制度の運用がおかしく利用されているのであれば、当院に関しては直接病棟の課長のやり取りの中で進んでいるが、それが難しいようであれば地域連携室や福祉相談室に言っていただければと思う。

委員 ・入院時コミュニケーション支援を利用する時に病院によって違うとは思いますが、まずどこに連絡をしたら良いのか悩むことが多いように思う。具体的なやり取りは病棟になると思うが、最初の相談はどこにさせてもらったら良いのだろうか。

委員 ・当院だと福祉相談室が良いと思う。個別のケースの対応に関わってくるということであれば福祉相談室になる。単なる事務的な窓口となれば地域連携室があるのでそこでも良いが、個別の具体的なケースでのやり取りの中で、配慮してほしいこと等があれば福祉相談室に言っていただければソーシャルワーカーが対応する形で大丈夫である。

事務局 ・長岡京市の保育園の園長会に行かせていただいたので報告させていただく。
2年前に作ったチラシがあり、医療的ケアの説明が書かれている。裏にはこの圏域で困っていること、この地域でやっている取組のところで「医療的ケア」委員会を含めた簡単な紹介と、国としては令和3年9月に医療的ケア児の支援法が施行され、それに伴い学校、幼稚園、保育所の責務が明確になったことの紹介をしている。実際、看護師の確保が難しい場合に3号研修というのを保育所の先生方に受けてもらえたら、特定の子への医療的ケアができるという紹介のチラシになっている。またYouTubeにある医療的ケア児に関わる動画を3本紹介している。この圏域で3号研修をしている乙訓福祉会の研修日程や研修の見学を紹介させていただいた。
まずは3号研修をこの圏域で受けられることを周知させていただいた。

委員長 ・本日の議題はこれで終わりにする。全体を通して何か質問等あるだろうか。
次回は12月19日を予定している。よろしくお願いします。

次回 12月19日(木) 13時半から 乙訓総合庁舎 第2会議室